



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 2
- 沖縄県公舎管理規則の一部を改正する規則（管財課） 2
- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則（市町村課） 3
- 地方税法第396条第3項に規定する証票を定める規則の一部を改正する規則（市町村課） 4
- 沖縄県市町村長等の事務引継ぎに関する規則を廃止する規則（市町村課） 4
- 母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（健康増進課） 4
- 結核予防法施行細則を廃止する規則（健康増進課） 5
- 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（流通政策課） 5
- 通訳案内業法施行細則を廃止する規則（観光企画課） 6

告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課） 6
- 歳入の徴収及び収納の事務の委託（地域・離島課） 7
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 7
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課） 7
- 家畜伝染病予防法に基づく注射等の実施（畜産課） 9
- 県営土地改良事業変更計画の決定・2件（村づくり計画課） 9
- 海岸保全区域の指定（漁港漁場課） 10
- 事業の認定（用地課） 10
- 指定管理者の指定（道路管理課） 11
- 兼用工作物の管理協定の締結（河川課） 12

公 告

- 貸金業者の業務の停止（県民生活課） 12
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） 15
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・5件（都市計画・モノレール課） 16
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 17
- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（教育庁県立総合教育センター） 18
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（教育庁県立総合教育センター） 18

訓 令

- 沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（高齢者福祉介護課） 19
- 沖縄県女性相談所嘱託医設置規程（青少年・児童家庭課） 19
- 児童扶養手当等認定事務員設置規程（青少年・児童家庭課） 20
- 沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程（青少年・児童家庭課） 21
- 沖縄県女性福祉推進員設置規程を廃止する訓令（青少年・児童家庭課） 23
- 沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程（雇用労政課） 23
- 沖縄県労働金庫検査規程の一部を改正する訓令（雇用労政課） 24
- 法定外公共物管理事務嘱託員設置規程を廃止する訓令（用地課） 24

正 誤

- 平成18年3月31日付け公報号外第14号中訂正 24

規 則

沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第12号

沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年沖縄県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃酸の項及び廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃アルカリの項を削る。

第3号様式及び第4号様式中「申請者」を「届出者」に改める。

第6号様式(注)1中「又は」を「及び」に改め、同様式附表中

廃	油	・	・	0.90	・	・	を
廃	酸	・	・	1.25	・	・	
廃	アルカリ	・	・	1.13	・	・	

廃	油	・	・	0.90	・	・	に、
---	---	---	---	------	---	---	----

「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類」に改める。

第11号様式中「産業廃棄物の自らが」を「産業廃棄物を自らが」に、「とって」を「よって」に改め、同様式附表中

廃	油	・	・	0.90	・	・	を
廃	酸	・	・	1.25	・	・	
廃	アルカリ	・	・	1.13	・	・	

廃	油	・	・	0.90	・	・	に、
---	---	---	---	------	---	---	----

「廃プラスチック類」を「廃プラスチック類」に改める。

第12号様式中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に、

「重加金」を「重加算金」に改める。

第13号様式及び第14号様式中「申請者」を「届出者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第13号

沖縄県公舎管理規則の一部を改正する規則

沖縄県公舎管理規則（昭和58年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「三種類」を「3種類」に改める。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「、出納長」を削り、同条第1号中「伴つて」を「伴って」に改め、同条第3号及び第4号中「あつて」を「あって」に改め、同条第6号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第15条第1項中「あつた」を「あった」に改める。

第19条中「もつて」を「もって」に改める。

第20条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「あつては」を「あっては」に、「なつた」を「なった」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号及び第3号中「なくなつた」を「なくなった」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に改める。

第24条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第28条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第7項中「なつた」を「なった」に改める。

第3号様式中「さきに」を「先に」に、「あつた」を「あった」に改める。

第9号様式中「あつた」を「あった」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条、第10条、第12条（各号列記以外の部分を除く。）、第15条第1項、第19条、第20条第1項、第23条第1項及び第3項、第24条、第28条第3項及び第7項、第3号様式並びに第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正後の第12条の規定（各号列記以外の部分に限る。）は適用せず、改正前の沖縄県公舎管理規則第12条の規定（各号列記以外の部分に限る。）は、なおその効力を有する。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第14号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（平成12年沖縄県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第2条中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第5号様式（裏）中「第4条の12」を「（報告徴収及び立入検査）
第4条の12（略）」に、

「第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該
吏員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検
査させることができる。」

「（立入検査）

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該
職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類に、
（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁
的記録を含む。）を検査させることができる。」

「当該吏員にその」を「当該職員にその」に、「当該吏員は」を「当該職員は」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

地方税法第396条第3項に規定する証票を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第15号

地方税法第396条第3項に規定する証票を定める規則の一部を改正する規則

地方税法第396条第3項に規定する証票を定める規則（平成17年沖縄県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別記様式中 「事 務 員」 を 「職 員」 に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県市町村長等の事務引継ぎに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第16号

沖縄県市町村長等の事務引継ぎに関する規則を廃止する規則

沖縄県市町村長等の事務引継ぎに関する規則（昭和47年沖縄県規則第114号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第17号

母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法に基づく費用の徴収に関する規則（平成12年沖縄県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層に係る細区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分	均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	C 1	5,400円	540円
		所得割の額がある世帯	C 2	7,900円	790円

	に該当するもの				
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の年額の区分が次の区分に該当するもの	30,000円以下	D 1	10,800円	1,080円
		30,001円以上80,000円以下	D 2	16,200円	1,620円
		80,001円以上140,000円以下	D 3	22,400円	2,240円
		140,001円以上280,000円以下	D 4	34,800円	3,480円
		280,001円以上500,000円以下	D 5	49,400円	4,940円
		500,001円以上800,000円以下	D 6	65,000円	6,500円
		800,001円以上1,160,000円以下	D 7	82,400円	8,240円
		1,160,001円以上1,650,000円以下	D 8	102,000円	10,200円
		1,650,001円以上2,260,000円以下	D 9	123,400円	12,340円
		2,260,001円以上3,000,000円以下	D 10	147,000円	14,700円
		3,000,001円以上3,960,000円以下	D 11	172,500円	17,250円
		3,960,001円以上5,030,000円以下	D 12	199,900円	19,990円
		5,030,001円以上6,270,000円以下	D 13	229,400円	22,940円
		6,270,001円以上	D 14	全額	左の徴収基準月額の10パーセントの額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

結核予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第18号

結核予防法施行細則を廃止する規則

結核予防法施行細則（昭和47年沖縄県規則第54号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第19号

沖縄県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

別表第5卸売業者市場使用料の項中「640円」を「164円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「1,680円」を「432円」に改め、同表倉庫使用料の項中「1,210円」を「312円」に改め、同表冷蔵庫使用料の項中「372,618円」を「398,640円」に、「310,333円」を「332,200円」に改め、同表関連事業者市場使用料の項

中「1,919円」を「1,240円」に、「742円」を「250円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第5の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の市場施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第20号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則

通訳案内業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第72号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第241号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における自動車税に係る徴収金の収納事務
(2) 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八番七号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

- (3) 委託期間 平成19年3月15日から同月31日まで
- 2 (1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した自動車税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
(2) 受託者の名所及び所在地
ア 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
イ 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
(3) 委託期間 平成19年3月15日から同月31日まで

沖縄県告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収及び収納の事務を委託した。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した徴収及び収納事務 地域総合整備資金の平成19年度の貸付けに係る元利償還金及び遅延利息の徴収事務並びに繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区平河町2丁目5番6号

沖縄県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 中頭郡中城村字伊集宇宙原227番・255番・267番・268番・280番・287番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、256番、257番、259番、260番、261番1、261番2、262番、281番、282番、284番から286番まで、310番、311番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第244号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類、範囲等

疾 病 名	家畜の種類	家 畜 の 範 囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚	すべての牛、めん羊、山羊、豚
ブルセラ病	牛、豚	搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 種付けの用に供する雄牛及び豚

結核病	牛、山羊	搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらと同一施設内で飼育している牛及び山羊 種付けの用に供する雄牛
ヨーネ病	牛	搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 前年度導入乳牛及び前々年度導入牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊	24ヵ月齢以上の死亡牛又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 12ヵ月齢以上の死亡しためん羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
馬伝染性貧血	馬	すべての馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚、いのしし	主として導入豚及び繁殖豚 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた県外から導入された豚又はいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら
家きんサルモネラ感染症、鶏マイコプラズマ病	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

(1) 期日 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾 病 名	方 法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症	中和試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法
結核病	皮内注射法及び皮下注射法
ヨーネ病	エライザ法、細菌検査法及び皮内注射法
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンプロット法、免疫組織学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、中和試験法、エライザ法及び臨床検査
ニューカッスル病	HI凝集反応法
高病原性鳥インフルエンザ	血清抗体検査、ウイルス分離検査
家きんサルモネラ感染症、鶏マイコプラズマ病	急速凝集反応法
腐蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第245号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命ずる。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類、範囲等

疾 病 名	家畜の種類	注射又は薬浴の別	家 畜 の 範 囲
牛流行熱、イバラキ病	牛	注射	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病、 アイノウイルス感染症	牛	注射	主として未經産牛
アナプラズマ病	牛	薬浴	八重山地域の放牧牛
豚丹毒	豚	注射	主として子豚及び繁殖豚
流行性脳炎	豚	注射	未越夏の繁殖豚
ニューカッスル病	鶏	注射	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射及び薬浴の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾 病 名	注射又は薬浴の別	方 法
牛流行熱、イバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病、 アイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症）不活化予防液
アナプラズマ病	薬浴	ブアオン法
豚丹毒	注射	豚丹毒（生）予防液
流行性脳炎	注射	流行性脳炎（生又は不活化）予防液
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、辺土名地区県営土地改良事業（老朽用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 国頭村役場
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、源河地区県営土地改良事業（農業用道路）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第248号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県南部農林土木事務所において縦覧に供する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海 岸 の 名 称			指 定 区 域
沿 岸 名	海 岸 名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	当添漁港海岸	佐敷地区海岸	基点1から基点3までの各点を順次直線で結んだ線、 補助点1から補助点3までの各点を順次直線で結んだ線、 基点1と補助点1とを直線で結んだ線及び基点3と 補助点3とを直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点1 三等三角点（父5）大里城（北緯26度11分11 秒4688、東経127度45分35秒6817）から82度00 分05.04秒1,625.00メートルの地点 基点2 基点1から317度46分37.92秒35.72メートルの 地点 基点3 基点2から47度46分38.28秒3.06メートルの地 点 補助点1 基点1から63度00分00.00秒29.64メートル の地点 補助点2 補助点1から54度09分24.12秒40.24メー トルの地点 補助点3 補助点2から318度30分14.40秒91.63メー トルの地点

沖縄県告示第249号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 金武町
- 2 事業の種類 宮城原霊園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 国頭郡金武町字金武宮城原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

宮城原霊園整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である金武町が事業主体となつて、増大する墓地需要に対応するために公営墓地を整備することを目的としており、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である金武町は、地方自治法第244条に定める公の施設を設置する権能を有する主体である。

また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

金武町では、個人所有地等を利用した個人墓地の建設がみられるが、無秩序な個人墓地の設置は、環境保全上の問題の発生とともに、将来、無縁墓地となったときには、都市計画への大きな障害となることが懸念される。

本件事業により、この問題を解消するとともに、墓地需要の増加に対応し、また、沖縄県墓地公園整備基本方針に基づき環境保全及び景観形成に留意することで、町民の衛生的な生活空間としての公営墓地を整備する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地には、特に保全すべき動植物等は存在しないことから、失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、墓地需要の増加に対応した公営墓地を整備する必要があることから、事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 金武町役場生活環境課

沖縄県告示第250号

沖縄県自動車駐車場駐車料金徴収条例（平成10年沖縄県条例第16号）に基づき管理している県民広場地下駐車場の指定管理者として、次のとおり指定したので、沖縄県自動車駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第61号）附則第2項の規定により告示する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 株式会社沖縄ダイケン 那覇市松尾1丁目10番24号
- 2 指定の期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

沖縄県告示第251号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 河川の名称 報得川水系報得川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 報得川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 沖縄県糸満市字兼城574番1地先から字兼城653地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 糸満市潮崎町1丁目1番地
 - (2) 代表者 道路管理者 糸満市長 西平賀雄
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成19年3月29日から道路が存続する日まで

公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定により、貸金業者の業務を次のとおり停止した。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 氏名又は代表者の氏名 田場礼子
 - (2) 主たる営業所等の所在地 沖縄県沖縄市泡瀬六丁目12番12号
 - (3) 登録番号 沖縄県知事（3）第02992号
 - (4) 登録年月日 平成16年7月22日
 - (5) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (6) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間（平成19年3月28日から同年4月11日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (7) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 2 (1) 商号又は名称 ポートサイド
 - (2) 氏名又は代表者の氏名 屋良朝一郎
 - (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市港町1丁目1番5号2F16号(株)宝新事務所内
 - (4) 登録番号 沖縄県知事（N1）第03865号
 - (5) 登録年月日 平成16年10月10日
 - (6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間（平成19年3月28日から同年4月11日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 3 (1) 商号又は名称 R&K企画
 - (2) 氏名又は代表者の氏名 宮城俊介

- (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県宜野湾市大謝名二丁目16番32号1階
 - (4) 登録番号 沖縄県知事(N1)第03876号
 - (5) 登録年月日 平成16年12月10日
 - (6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 4
- (1) 商号又は名称 C・I企画
 - (2) 氏名又は代表者の氏名 池原千香子
 - (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市宮城二丁目21番1-301号JF・ECOマンション
 - (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03889号
 - (5) 登録年月日 平成17年2月10日
 - (6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 5
- (1) 商号又は名称 ひまわり商事
 - (2) 氏名又は代表者の氏名 仲座忍
 - (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県沖縄市美里五丁目10番1号
 - (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03904号
 - (5) 登録年月日 平成17年3月10日
 - (6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 6
- (1) 商号又は名称 エースコーポレーション
 - (2) 氏名又は代表者の氏名 渡久地大輔
 - (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市松川1丁目4番32号
 - (4) 登録番号 沖縄県知事(N1)第03922号
 - (5) 登録年月日 平成17年6月1日
 - (6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 7
- (1) 商号又は名称 トップ信用
 - (2) 氏名又は代表者の氏名 新城榮三
 - (3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県豊見城市字高安340番地の6 2F
 - (4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03926号
 - (5) 登録年月日 平成17年6月10日
 - (6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
 - (8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 8
- (1) 氏名又は代表者の氏名 金城篤
 - (2) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目203番地
 - (3) 登録番号 沖縄県知事(1)第03929号
 - (4) 登録年月日 平成16年7月22日
 - (5) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
 - (6) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)

で)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

(7) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

9(1) 商号又は名称 ウィルフアインランス

(2) 氏名又は代表者の氏名 比嘉康裕

(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市金城2丁目8番2号(2F)

(4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03939号

(5) 登録年月日 平成17年7月1日

(6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日

(7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

(8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

10(1) 商号又は名称 リココ

(2) 氏名又は代表者の氏名 本郷利香

(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市曙2丁目27番2号ペガサスマンション曙2F

(4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03941号

(5) 登録年月日 平成17年7月20日

(6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日

(7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

(8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

11(1) 商号又は名称 琉輝

(2) 氏名又は代表者の氏名 上原将圭

(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市字上間429番地1宮城アパート201

(4) 登録番号 沖縄県知事(N1)第03943号

(5) 登録年月日 平成17年8月1日

(6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日

(7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

(8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

12(1) 氏名又は代表者の氏名 荷川取聡

(2) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市屋富祖三丁目20番2-302号みやまハイツ

(3) 登録番号 沖縄県知事(N1)第03948号

(4) 登録年月日 平成17年8月1日

(5) 行政処分の年月日 平成19年3月23日

(6) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

(7) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

13(1) 氏名又は代表者の氏名 玉那覇誠

(2) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市字安里397番地玉那覇アパート102号

(3) 登録番号 沖縄県知事(1)第03953号

(4) 登録年月日 平成17年9月1日

(5) 行政処分の年月日 平成19年3月23日

(6) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間(平成19年3月28日から同年4月11日まで)。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

(7) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

14(1) 商号又は名称 空

(2) 氏名又は代表者の氏名 普天間寛

(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県南城市大里字大城835番地1階

(4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03955号

- (5) 登録年月日 平成17年9月1日
(6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
(7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間（平成19年3月28日から同年4月11日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
(8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 15(1) 商号又は名称 大和
(2) 氏名又は代表者の氏名 洲鎌巧
(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市仲間一丁目18番3号
(4) 登録番号 沖縄県知事（N1）第03962号
(5) 登録年月日 平成17年9月20日
(6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
(7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間（平成19年3月28日から同年4月11日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
(8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 16(1) 氏名又は代表者の氏名 下地達夫
(2) 主たる営業所等の所在地 沖縄県那覇市西3丁目4番1号アーバンビュー西町801
(3) 登録番号 沖縄県知事（1）第03965号
(4) 登録年月日 平成17年10月20日
(5) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
(6) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間（平成19年3月28日から同年4月11日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
(7) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号
- 17(1) 商号又は名称 明和
(2) 氏名又は代表者の氏名 伊敷和也
(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県豊見城市字上田555番地の3 宜保マンション202号
(4) 登録番号 沖縄県知事（1）第03978号
(5) 登録年月日 平成17年12月10日
(6) 行政処分の年月日 平成19年3月23日
(7) 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止15日間（平成19年3月28日から同年4月11日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。
(8) 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第36条第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成19年3月29日から同年7月29日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び嘉手納町建設部産業振興課において縦覧に供する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 届出年月日 平成19年2月28日
2 届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 新町3号館 嘉手納町字嘉手納463番地12
(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 嘉手納町 嘉手納町字嘉手納588番地 町長 宮城篤実
(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年11月1日
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,071平方メートル
(6) 駐車場の収容台数 102台

- (7) 駐輪場の収容台数 7台
- (8) 荷さばき施設の面積 95.43平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 46.5立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前1時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前1時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数 入口2カ所、出口2カ所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・那1奥武山公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・浦1号浦添大公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・1名護中央公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・1バナナ公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 昭和53年10月5日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・3中城公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成9年4月23日から平成21年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年3月8日 沖縄県指令土第198号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅1180番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市宮城二丁目21番1-302号J・F・ECOマンション 桃原 淳
- 5 検査済証番号 平成19年3月14日 第2520号
- 6 工事完了年月日 平成19年3月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年10月4日 沖縄県指令土第967号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字小谷36番及び37番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市佐敷字小谷46番地 小谷自治会 会長 知念善吉
- 5 検査済証番号 平成19年3月19日 第2521号
- 6 工事完了年月日 平成19年2月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成19年3月29日

沖縄県立総合教育センター所長 又 吉 孝 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 美ら島e-net（遠隔学習）システムに係る学習管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市字与儀587番地
- 3 落札者を決定した日 平成19年1月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 ミツイワ株式会社沖縄支店 沖縄県那覇市久茂地3丁目15番9号アルデビルディング那覇3F
- 5 契約金額 68,796,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成19年1月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成19年3月29日

沖縄県立総合教育センター所長 又 吉 孝 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 次世代ネットワーク学習システム 一式（ネットワークサーバー構築システム、ユビキタスネットワーク学習システム、ネットワーク配信用コンテンツ作成システム）
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市字与儀587番地
- 3 落札者を決定した日 平成19年2月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖電グローバルシステムズ株式会社 沖縄県那覇市古島1丁目15番地の10
- 5 契約金額 57,739,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成19年2月2日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成19年3月29日

沖縄県立総合教育センター所長 又 吉 孝 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 美ら島e-net（遠隔学習）システム ポータルサイト及びe-ラーニングシステムの構築
- 2 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市字与儀587番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成19年2月6日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社沖縄支店 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号
- 5 契約金額 34,965,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

訓 令

沖縄県訓令第18号

福 祉 保 健 部

沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立首里厚生園嘱託員設置規程（平成16年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の2号を加える。

- (4) 嘱託生活相談員
- (5) 嘱託支援員

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の2号を加える。

- (4) 嘱託生活相談員 入所者の処遇計画の作成及び生活相談に関すること。
- (5) 嘱託支援員 入所者の家事援助及び生活援助に関すること。

第5条第1項を次のように改める。

嘱託員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 嘱託生活相談員 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 嘱託生活相談員以外の嘱託員 前条に規定する業務に関する知識及び経験を有する者その他知事が適当と認める者

第7条第3項中「適用を受ける一般職の職員」を「規定の適用を受ける職員の勤務時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定は、同年3月29日から施行する。

沖縄県訓令第19号

福 祉 保 健 部

沖縄県女性相談所嘱託医設置規程を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性相談所嘱託医設置規程

(設置)

第1条 沖縄県女性相談所（以下「女性相談所」という。）における要保護女子及び同伴児童（以下「要保護女子等」という。）の相談、判定業務等の円滑な運営及び要保護女子等の自立支援に資するため、沖縄県女性相談所嘱託医（以下「嘱託医」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託医は、女性相談所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護女子等の心理的又は身体的な発達に係る医学的診察、診断及び治療に関すること。
- (2) その他所長が必要と認め指示する事項に関すること。

(委嘱等)

第4条 嘱託医は、医師のうちから知事が委嘱する。

- 2 嘱託医の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託医の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託医の勤務場所は、女性相談所とする。

- 2 嘱託医の1月の勤務日数は2日以内とし、勤務する日及び勤務時間は所長が定める。

(服務)

第7条 嘱託医は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託医は、その職務の信用を傷つけ、及び職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託医は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託医として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第20号

福 祉 保 健 部

児童扶養手当等認定事務員設置規程を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

児童扶養手当等認定事務員設置規程

(設置)

第1条 児童手当等の認定事務等を行うため、児童手当等認定事務員（以下「認定事務員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 認定事務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 認定事務員は、福祉保健部青少年・児童家庭課長（以下「青少年・児童家庭課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定事務に関すること。
- (2) その他青少年・児童家庭課長が必要と認め指示する事項に関すること。

(委嘱等)

第4条 認定事務員は、知事が委嘱する。

- 2 認定事務員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 認定事務員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 認定事務員の勤務場所は、福祉保健部青少年・児童家庭課とする。

- 2 認定事務員の1月の勤務日数は16日以内とし、勤務する日は青少年・児童家庭課長が定める。
- 3 認定事務員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員に準ずるものとする。

(服務)

第7条 認定事務員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 認定事務員は、その職務の信用を傷つけ、及び職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 認定事務員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 認定事務員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、認定事務員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 認定事務員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第21号

福 祉 保 健 部

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程

(設置)

第1条 沖縄県女性相談所（以下「女性相談所」という。）における要保護女子及び同伴児童（以下「要保護女子等」という。）の処遇改善に資するため、沖縄県女性相談所嘱託法律専門家（以下「嘱託法律専門家」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託法律専門家は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託法律専門家は、女性相談所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護女子等の保護措置に関する司法的手続について助言すること。
- (2) その他所長が必要と認め指示する事項に関すること。

(委嘱等)

第4条 嘱託法律専門家は、弁護士のうちから知事が委嘱する。

- 2 嘱託法律専門家の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託法律専門家の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託法律専門家の勤務場所は、女性相談所とする。

- 2 嘱託法律専門家の1月の勤務日数は2日以内とし、勤務する日及び勤務時間は所長が定める。

(服務)

第7条 嘱託法律専門家は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託法律専門家は、その職務の信用を傷つけ、及び職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託法律専門家は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託法律専門家は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、嘱託法律専門家が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託法律専門家として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

福 祉 保 健 部

沖縄県女性福祉推進員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県女性福祉推進員設置規程を廃止する訓令

沖縄県女性福祉推進員設置規程（平成5年沖縄県訓令第30号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

観 光 商 工 部

沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立具志川職業能力開発校又は沖縄県立浦添職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）で職業訓練を行うため、職業能力開発校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）を設置する。

(身分)

第2条 非常勤講師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 非常勤講師は、職業能力開発校の校長（以下「校長」という。）の指揮監督を受けて、訓練生の職業訓練を行う。

(委嘱等)

第4条 非常勤講師は、知事が委嘱する。

2 非常勤講師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、観光商工部産業政策課長は、総務部人事課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 非常勤講師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 非常勤講師の勤務場所は、職業能力開発校とする。

2 非常勤講師の1月の勤務日数は21日以内とし、勤務する日及び勤務時間は校長が別に定める。

(服務)

第7条 非常勤講師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 非常勤講師は、その職務の信用を傷つけ、及び職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 非常勤講師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

- (3) 非常勤講師として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、観光商工部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第24号

観 光 商 工 部

沖縄県労働金庫検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県労働金庫検査規程の一部を改正する訓令

沖縄県労働金庫検査規程（昭和47年沖縄県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「昭和2年法律第21号）第21条」を「昭和56年法律第59号）第25条第1項及び第2項並びに銀行法第52条の54第1項」に改める。

第3条第2項中「事務吏員」を「職員」に改める。

第4条第1号中「大蔵大臣、労働大臣」を「金融庁長官、厚生労働大臣」に改める。

第7条中「検査命令」を「検査命令書」に改める。

第9条中「よつて」を「よって」に改める。

第11条中「所員」を「役員」に改める。

第14条中「意志」を「意思」に改める。

第16条中「なつた」を「なった」に改める。

第17条中「すみやかに、」を「速やかに」に改める。

第1号様式備考中「縦25センチメートル横18センチメートル」を「日本工業規格A列4判縦とする。」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条第1号、第7条、第9条、第11条、第14条、第16条、第17条及び第1号様式の改正規定は、同年3月29日から施行する。

沖縄県訓令第25号

知 事 部 局

法定外公共物管理事務嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

法定外公共物管理事務嘱託員設置規程を廃止する訓令

法定外公共物管理事務嘱託員設置規程（平成13年沖縄県訓令第29号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

正 誤

平成18年3月31日付け公報号外第14号掲載の「沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

229	上から15行目	調理員	調理士
229	上から16行目	運転手	運転士

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	---